

## 第4節 外国貨物の仮陸揚等手続

システムを使用して関税法第21条（外国貨物の仮陸揚）に規定する外国貨物の仮陸揚届、関税法基本通達21-6（外国貨物の船（機）移し）に規定する外国貨物の機移届、それらの届出の受理及び外国貿易機に搭載されるまでの手続は、この節の定めるところによる。

### 1 外国貨物の仮陸揚届及び機移届の届出方法

仮陸揚及び機移届は、この章第2節2(2)（AWB情報登録）又は第2章第1節1（HAWB情報の登録）による登録の際、届出の旨を併せて登録することにより行う。

なお、この節において「一般仮陸揚貨物」とは、AWB情報に仮陸揚貨物の旨が登録された貨物をいう。また、「混載仮陸揚貨物」とは、HAWB情報に仮陸揚貨物の旨が登録された貨物をいう。

#### (1) 一般仮陸揚貨物の場合

仮陸揚の届出は、仮陸揚貨物に係るAWB情報と貨物確認情報が、この章第2節2(4)（貨物の突合処理）により、AWB番号、個数及び重量が突合した場合に受理される。

なお、ULDに収容された貨物に係る仮陸揚の届出は、当該仮陸揚貨物のAWB情報が登録された場合に受理される。

#### (2) 混載仮陸揚貨物の場合

混載貨物に係る仮陸揚の届出は、前記(1)（一般仮陸揚貨物の場合）に準じ、第2章第1節3（HAWB情報及び混載貨物確認情報の突合処理）により、突合した場合に受理される。

#### (3) 機移し貨物の場合

機移届は、機移し貨物のAWB情報が登録された場合に受理される。

### 2 仮陸揚貨物の訂正

登録された一般仮陸揚貨物、マル仮貨物、仮・仮貨物の仮陸揚届出情報を他の仮陸揚届出情報へ変更する場合は、前節2（突合済みの輸入貨物情報の訂正）による。

また、変更することができない場合は、「NACCS登録情報変更申出」にAWB番号、訂正すべき内容及び事由等、必要事項を記入のうえ、税関（監視担当部門又は保税担当部門）に提出する。

なお、「NACCS登録情報変更申出」の提出については、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第2節（汎用申請関係手続）に定める「汎用申請」業務（業務コード：HYS）により提出することもできる。

訂正を認められた場合は、税関において輸入貨物情報の訂正がされる。

到着地空港揚として登録した輸入貨物の情報を仮陸揚、マル仮、仮・仮貨物の情報に変更する場合は、この手続のほか、「外国貨物の仮陸揚届」（税関様式C第2120号）を税関（監視担当部門）に提出する。

### 3 同一税関空港内における仮陸揚貨物の移動

仮陸揚の届出が受理された貨物を他社の外国貿易機へ搭載するため、同一税関空港内において他の航空会社保税蔵置場へ移動する場合の手続は、次による。

なお、同一税関空港の中で行われる貨物の移動は、関税法基本通達 63-3（同一開港等における貨物の移動の取扱い）(1)イの規定により保税運送の手続きを要しない。税関空港の港域は、関税法施行令第 86 条第 2 項（開港及び税関空港の港域）に規定する、空港内における着陸帯、誘導路、エプロン及び格納庫の占める地域をいう。

#### (1) 貨物の移動に伴う搬出及び搬入

同一税関空港内における仮陸揚貨物の移動に伴う搬出及び搬入手続は、次による。

##### イ 搬出手続

仮陸揚の届出者は、仮陸揚貨物を移動先航空会社保税蔵置場向けに発送する際に、第 2 章第 5 節 2（輸出貨物の搬出手続）により、「搬出確認登録（AWB・HAWB 単位）」業務（業務コード：EXA01）を利用して、「搬出区分」欄に「2」（トランスファー（他航空会社への移動））及びその他の必要事項を入力し、搬出確認情報を登録する。

##### ロ 搬入手続

仮陸揚貨物が移動先保税地域に搬入される場合は、第 2 章第 4 節 2（輸出貨物の搬入手続）により、「一括搬入確認登録」業務（業務コード：BIL01）を利用して搬入確認情報を登録する。

#### (2) 再移動の場合

移動した仮陸揚貨物を再び同一税関空港内において他の航空会社保税蔵置場へ移動する場合は、前記(1)（貨物の移動に伴う搬出及び搬入）に準ずる。

### 4 他空港への仮陸揚貨物の保税運送申告（一括）

システムを使用して仮陸揚の届出が行われた貨物について、取卸空港以外の空港において外国貿易機に搭載するため一括して保税運送申告を行う場合の手続は、次による。

#### (1) 運送先がシステム内空港の場合

##### イ 保税運送申告（一括）

一般仮陸揚貨物について、システム内他空港向けに一括して保税運送申告する場合は、第 3 章第 1 節 2（保税運送申告（一括））により、「保税運送申告（一括）」業務（業務コード：GOL01）を利用して行う。

##### ロ 搬出手続

一般仮陸揚貨物の保税運送申告（一括）が承認された場合は、「保税運送承認通知情報（仮陸揚貨物）」（出力情報コード：AAS0380）に基づき搬出する。

特定保税運送の登録が行われた場合は、「特定保税運送受付情報（仮陸揚貨物）」（出力情報コード：AAS1340）に基づき搬出する。

##### ハ 搬入手続

仮陸揚貨物が運送先保税地域に搬入される場合は、第 2 章第 4 節 2（輸出貨物の搬入手続）により、「一括搬入確認登録」業務（業務コード：BIL01）を利用して搬入確認情報を登録する。

#### (2) 運送先がシステム外空港の場合

##### イ 保税運送申告

仮陸揚貨物について、システム外他空港向けに保税運送申告する場合は、「外国貨物の仮陸揚届（運送兼用）」（税関様式C第2120号）2通を作成し、各裏面に「運送先空港名」を記入して、税関（監視担当部門）に提出する。

#### ロ 搬出手続

一般仮陸揚貨物の保税運送が承認された場合は、第2章第5節2（輸出貨物の搬出手続）により、「搬出確認登録（AWB・HAWB単位）」業務（業務コード：EXA01）を利用して、「搬出区分」欄に「T」（保税運送（仮陸揚貨物））を入力し送信することにより、搬出確認情報を登録する。

混載仮陸揚貨物の保税運送が承認された場合は、第2章第5節3（輸入貨物を輸出貨物として取り扱う場合）により、「搬出確認登録（輸入保税蔵置場）輸出情報登録」業務（業務コード：EXR02）を利用して、「搬出区分」欄に「T」（保税運送（仮陸揚貨物））を入力し送信することにより、搬出確認情報を登録する。

### 5 一般仮陸揚貨物又は混載仮陸揚貨物の保税運送申告（一般）

システムを使用して一般仮陸揚貨物又は混載仮陸揚貨物の保税運送申告を行う場合（本節4（他空港への仮陸揚貨物の保税運送申告（一括）の場合を除く。）の手続きは、次による。

#### (1) 保税運送申告（一般）

一般仮陸揚貨物又は混載仮陸揚貨物について保税運送申告を行う場合は、第3章第1節3（保税運送申告（一般））により、「保税運送申告（一般）」業務（業務コード：OLT01）を利用して行う。

なお、「運送先」には、航空会社保税蔵置場又は空港保税蔵置場のみ入力可能である。

#### (2) 搬出手続

仮陸揚貨物を蔵置している保税蔵置場の管理者は、仮陸揚貨物を運送先の航空会社保税蔵置場又は空港保税蔵置場向けに発送する際、第2章第5節2（輸出貨物の搬出手続）又は第2章第5節3（輸入貨物を輸出貨物として取り扱う場合）により、「搬出確認登録（AWB・HAWB単位）」業務（業務コード：EXA01）、「搬出確認登録（MAWB単位）」業務（業務コード：EXM01）又は「搬出確認登録（輸入保税蔵置場）輸出情報登録」業務（業務コード：EXR02）を利用して搬出確認情報を登録する。

「搬出区分」については次のとおり入力すること。

搬出業務	搬出区分
EXA01	T
EXM01	(入力しない。)
EXR02	T

#### (3) 搬入手続（搬入確認登録）

仮陸揚貨物が運送先保税地域に搬入される場合は、第2章第4節2（輸出貨物の搬入手続）により、「一括搬入確認登録」業務（業務コード：BIL01）を利用して搬入確認情報を登録する。

## 6 他所蔵置場所に係る仮陸揚貨物の運送

仮陸揚貨物を同一税関官署が管轄する他所蔵置場所に蔵置することがやむを得ないと認められるものについて、第2章第7節（他所蔵置関係手続）により他所蔵置が許可された後、保税運送を行う場合は、次による。

なお、仮陸揚貨物を取卸場所から他所蔵置場所へ運送する場合であっても、一旦空港保税蔵置場に蔵置するものとして、システムを使用して仮陸揚の届出後に行う。

### (1) 他所蔵置場所へ運送する場合

#### イ 保税運送申告

「保税運送申告（一般）」業務（業務コード：OLT01）は利用できないため、書面により行う。

#### ロ 搬出手続

##### (イ) 一般仮陸揚貨物の場合

第2章第5節2（輸出貨物の搬出手続）により、「搬出確認登録（AWB・HAWB単位）」業務（業務コード：EXA01）を利用して、「搬出区分」欄を入力することなく送信することにより、搬出確認情報を登録する。

##### (ロ) 混載仮陸揚貨物の場合

第2章第5節3（輸入貨物を輸出貨物として取り扱う場合）により、「搬出確認登録（輸入保税蔵置場）輸入情報」業務（業務コード：EXR02）を利用して、「搬出区分」欄を入力することなく送信することにより搬出確認情報を登録する。

#### ハ 搬入手続

第2章第4節2（輸出貨物の搬入手続）により、「一括搬入確認登録」業務（業務コード：BIL01）を利用して、搬入確認情報を登録する。

### (2) 他所蔵置場所から運送する場合

#### イ 保税運送申告

第3章第1節3（保税運送申告（一般））により、「保税運送申告（一般）」業務（業務コード：OLT01）を利用して行う。

#### ロ 搬出手続

本節5（一般仮陸揚貨物又は混載仮陸揚貨物の保税運送申告（一般））の搬出手続より搬出する。

#### ハ 搬入手続

第2章第4節2（輸出貨物の搬入手続）により、「一括搬入確認登録」業務（業務コード：BIL01）を利用して、搬入確認情報を登録する。

## 7 仮陸揚貨物の仕分け・仕合せ手続

一般仮陸揚貨物又は混載仮陸揚貨物を仕分け・仕合せする場合は、次による。

### (1) 仕分けの手続

一般仮陸揚貨物又は混載仮陸揚貨物を仕分けする場合は、第2章第10節2（貨物取扱登録（改装、仕分け））により、「輸出貨物取扱登録（仕分け）」業務（業務コード：AHS01）を利用して、貨物の仕分け情報を登録する。

保税蔵置場の管理者は、第2章第10節6（輸出貨物取扱確認登録）により、「輸出貨物取扱確認登録」業務（業務コード：CCH01）を実施し、結果確認の登録を行う必要がある。

また、仕分けを行った後の混載仮陸揚貨物については、本節8（仮陸揚貨物の混載仕立情報の登録）により、「混載仕立情報登録」業務（業務コード：HDF01）を利用してそれぞれ他の輸出MAWB番号へ付け替えることもできる。

## (2) 仕合せの手續

一般仮陸揚貨物又は混載仮陸揚貨物を仕合せする場合は、第2章第10節3（貨物取扱登録（仕合せ））により、「輸出貨物取扱登録（仕合せ）」業務（業務コード：AHT01）を利用して、貨物の仕合せ情報を登録する。

保税蔵置場の管理者は、第2章第10節6（輸出貨物取扱確認登録）により、「輸出貨物取扱確認登録」業務（業務コード：CCH01）を実施し、結果確認の登録を行う必要がある。

また、仕合せを行った後の混載仮陸揚貨物については、本節8（仮陸揚貨物の混載仕立情報の登録）により、「混載仕立情報登録」業務（業務コード：HDF01）を利用して、他の輸出MAWB番号へ付け替えることもできる。

## 8 仮陸揚貨物の混載仕立情報の登録

仮陸揚貨物の混載仕立情報の登録については、第2章第3節3（混載仕立情報の登録）の定めるところによる。

## 9 仮陸揚貨物及び機移し貨物の搭載手續

仮陸揚又は機移しの届出が行われた貨物について、システムを使用して外国貿易機に搭載する場合は、この章第7節（貨物の搭載完了手續）に定めるところによる。

なお、仮陸揚貨物について、システム外空港において、外国貿易機への搭載が完了した場合は、税関の確認を受けた「外国貨物の仮陸揚届（運送兼用）」（税関様式C第2120号）を仮陸揚届受理税関（監視担当部門）に提出する。

## 10 仮陸揚期間を超える場合の取扱い

仮陸揚の届出が行われた貨物に係る仮陸揚期間が経過する場合は、次のとおり仮陸揚期間の延長手續を行う。

### (1) 仮陸揚期間延長申出の提出

仮陸揚の届出者は、「外国貨物の仮陸揚届」（税関様式C第2120号）に必要事項を記入のうえ、次の要領により外国貨物の仮陸揚期間延長申出を2通作成し、税関（監視担当部門）に提出する。

イ 表題を「外国貨物の仮陸揚期間延長申出」と訂正する。

ロ 「記号」欄に「AWB番号」を記入する。

ハ 「仮陸揚げ又は取卸しの期間」欄に「延長期間」を記入する。

ニ 「仮陸揚げの事由」欄に「延長理由」を記入する。

なお、「外国貨物の仮陸揚期間延長申出」の提出については、税関手續関連（共通編）-共通手續-第2章第2節（汎用申請関係手續）に定める「汎用申請」業務（業務コード：HYS）に

より提出することもできる。

## (2) 手続後の処理

### イ 仮陸揚期間の延長が認められた場合

前記 10(1) (仮陸揚期間延長申出の提出) により提出した「外国貨物の仮陸揚期間延長申出」に仮陸揚期間の延長容認の旨が記入され、1 通が届出者に交付される。

### ロ 仮陸揚期間の延長が認められなかった場合

仮陸揚期間の延長が認められなかったが、やむを得ない事由等により仮陸揚期間経過後も引き続き貨物の蔵置を認めることとした場合は、当該貨物の種別を仮陸揚貨物から輸入貨物に変更するものとし、訂正を必要とする者は、「N A C C S 登録情報変更申出」にAWB番号、訂正すべき内容及び事由等、必要事項を記入のうえ、税関（監視担当部門）に提出する。

なお、「N A C C S 登録情報変更申出」の提出については、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第2節（汎用申請関係手続）に定める「汎用申請」業務（業務コード：H Y S）により提出することもできる。

## 11 機移し貨物が搭載されない場合の手続

長期間外国貿易機に搭載されない場合の手続は、前記 10(2)ロ（仮陸揚期間の延長が認められなかった場合）に準ずる。